

災害時における非常措置についてのお知らせ

台風に対する非常措置について

京都市においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など）」又は「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

1 特別警報について

登校前、前日から深夜にかけて発令された場合は、命を守る行動を取ることを優先し、「特別警報」が解除される時間により以下のような措置をとります。

- ・ 午前0時までに解除になった場合、5校時（13時50分）から始業（給食は中止）
- ・ 午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業

2 暴風警報について （「大雨警報」や「洪水警報」の場合は休業にはなりません）

登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・ 午前 7時までに解除になった場合、平常授業
- ・ 午前 9時までに解除になった場合、3校時（10時45分）から始業
- ・ 午前11時までに解除になった場合、5校時（13時50分）から始業（給食は中止）
- ・ 午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

※なお、登校は集団登校になります。登校時間の30分前に各集合地点に集まれるようお願いいたします。

3校時（10時45分）から始業の場合 → 10時15分に集合場所に集まる

5校時（13時50分）から始業の場合 → 13時20分に集合場所に集まる

3 在校中に特別警報や暴風警報が発令された場合

すぐ一斉、ホームページでお知らせします

特別警報が出た場合

全員学校に留め置くこととし、その後、全ての児童が保護者引き渡し下校となります。
児童だけで下校はしません。

暴風警報が出た場合【学童クラブ（児童館）も閉鎖されます】

在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、児童環境調査票の緊急下校時の下校方法でお答えいただいた通り対応します。

地震に対する非常措置について

京都市においては、京都市において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

1 登校前に京都市において「震度5弱」以上の地震が発生した場合

(1) 次の登校日を臨時休業とします。

- ・下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
- ・休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページやメール配信により、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に京都市において「震度5弱」以上の地震が発生した場合

在校中に発生した場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、全ての児童が保護者引き渡し下校となります。児童だけで下校させることはいたしません。

避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合

本校の「皆山・菊浜・植柳・崇仁・稚松」の5学区は、「鴨川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。上記の学区の中で避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発令された場合に準じた措置をとります。

※大雨警報や洪水警報が長期間継続されたり、全市的に避難勧告や避難指示が発令されたりしていくような場合には、本校の校区以外への勧告や指示であっても教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやPTAメールでお知らせします。